

## 再発防止に向けた取組方針（案）

項目		現状	担当
全庁的な取り組みの推進	職員倫理に関する基準	○千葉県コンプライアンス基本指針で「県民の疑惑を招く行為の禁止」を規定している。 ○利害関係者との間の禁止事項等について <u>具体的な内容や基準を定めていない</u> 。	総務部
	コンプライアンスに関する研修・啓発	○所属内研修等を行う副課長・出先機関次長等を対象に研修を、 <u>経理の適正化を重点課題として実施</u> している。 ○新任所属長研修などの階層別研修において、職位に応じた内容で研修を実施している。（所属長は新任の際のみ）	総務部
	各所属におけるコンプライアンスの推進	○基本指針のコンプライアンス推進体制では、 <u>副課長・出先機関次長をコンプライアンス推進グループ員と位置づけている</u> 。 ○コンプライアンス推進強化月間に、コンプライアンスに関する職場研修と、業務リスク点検を実施している。	総務部
内部牽制	特別監察等	○備品購入や委託料等の執行状況に関する「 <u>経理に関する特別監察</u> 」や現金・金券の管理状況の確認に特化した「 <u>金庫調査</u> 」を実施している。 ○リスク点検の取組状況等を把握する「 <u>行政監察</u> 」を実施している。	総務部
	内部通報制度	○利用しやすいものとするため、 <u>相談窓口を総務部の外に外部（コンプライアンス委員）にも設置</u> するとともに、 <u>匿名での通報も受け付けている</u> 。 ○職員の不正に関する通報については、原則として総務部と関係部局が連携して調査を行うこととしている。	総務部
公正公平な入札契約制度の確保		○工事執行伺いや設計書等に工事の <u>詳細がわかる資料を添付して関係職員に回付（決裁）</u> している。 ○入札制度の改善として、これまで、総合評価方式（公告 → 資格申請書及び技術資料の提出 → 資格確認 → <u>技術審査・評価</u> → <u>入札・評価</u> → 落札者決定）や電子入札システムの導入を行っている。 ○談合情報が寄せられた場合、 <u>談合情報対応マニュアル</u> に基づき、関係部局の職員で構成する公正入札調査委員会に対処している。	県土整備部
		○入札・契約事務は、事業を担当する部署が専門性を発揮しながら設計、積算、入札、契約の一連の事務を行う方が効率的であるなどの理由から、一部を除いて各部局等で担当している。	総務部
外部との適切な関係の確保		○今回の官製談合防止法違反事件を踏まえ、昨年 12 月に利害関係者に対する <u>応接ルールの見直しを実施</u> している。	県土整備部 総務部



今後の取組方針	
○職員が遵守すべき事項等を明確化するため、 <u>職員倫理に関する条例や規則を制定</u> する。 ○職員倫理に関する条例や規則に実効性を持たせるため、 <u>違反した場合の処分基準を制定</u> する。 →→ <u>資料2 職員倫理条例・規程等に係る全国調査結果</u>	
○職員倫理に関する意識の強化を図るため、 ・副課長・出先機関次長等が毎年度受講するコンプライアンス研修について、新たに職員倫理に関する内容を組み入れる。 ・所属長について、新任の際に限定せず、継続的にコンプライアンスに関する研修を受講するようにする。 ・一般職員に対する研修についても、内容の見直しを検討する。	
○千葉県コンプライアンス基本指針について、コンプライアンス推進体制上の所属長の位置付けや役割が明確になるよう改正する。	
○特別監察や行政監察においても、所属における再発防止の取組状況（入札情報の管理の厳格化等）を点検する。	
○内部通報・公益通報制度に対する理解促進を図るとともに、より利用しやすいものとしていくため、 ・建設業者等に対して、制度や総合窓口の周知徹底を図る。 ・職員アンケートを実施し、制度改善に向けた検討を行う。 ○職員が関与する談合情報が寄せられた場合に適切に対応するため、より客観性が担保できるような調査方法等の検討を進める。	
○決裁過程で、容易に秘密情報を見ることができないようにするため、調査基準価格や最低制限価格の類推が可能となる書類の添付を禁止する。 ○入札参加者との不必要な接触を防止するため、 ・一般競争入札（総合評価方式）において、 <u>技術資料と入札書の同時提出型を試行</u> する。 ・一般競争入札の参加資格確認申請書等の提出において、 <u>電子入札システムの活用を促進</u> する。 →→ <u>資料3 入札制度改善の概要</u> ○職員が関与する談合情報が寄せられた場合に適切に対応するため、 <u>公正入札調査委員会のあり方などの検討を進める</u> 。	
○入札や契約の適正な実施を確保するため、入札や契約に関する体制のあり方について、他の自治体の取組状況や課題、効果などを踏まえながら、調査・研究を進める。	
○応接ルールの見直しの効果を検証し、コンプライアンス推進チーム会議（各部局の次長で構成）等を通じて、 <u>他部局への拡大</u> を図る。 ○業者との適切な関係を確保するための効果的な手法について、国や他の自治体の取組状況を踏まえて検討する。	